

令和2年12月18日

住民の皆様へ

松本広域連合  
事務局総務課

## 職員の懲戒処分等について

令和2年8月15日、消防職員が安曇野市穂高地籍において、酒気を帯びた状態で自家用車を運転し、単独事故を起こした件につきまして、下記のとおり、当該職員及び関係職員を処分しましたので、お知らせします。

本件につきまして、松本地域の住民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

### 記

#### 1 対象者

##### (1) 該当職員

塩尻消防署 消防士長 男性(30歳) 懲戒処分 免職

##### (2) 関係職員

ア 塩尻消防署 消防署長 矯正措置 厳重注意(管理監督責任)

イ 塩尻消防署 署長補佐 矯正措置 注意(管理監督責任)

ウ 消防長 矯正措置 注意(管理監督責任)

#### 2 処分理由

酒気帯び運転による物損事故

地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に基づく処分

#### 3 処分日

令和2年12月18日(金)

#### 4 再発防止への取組み

臨時庁議及び臨時署長会議を開催し、綱紀粛正及び服務規律の確保について徹底を図りました。

お問合せ先	事務局総務課 ☎ 0263-87-5460
	消防局総務課 ☎ 0263-25-0119